

ショートステイ床の特別養護老人ホームへの 転換について

1 概要

- (1) 現行のショートステイの利用者の中には、3か月に及ぶ利用や継続的な利用を行い、実態としては、入所に近い状況になっている場合がある。
- (2) こうした者は、ショートステイの利用限度日数の弾力化の措置を講じても介護保険の給付ではカバーできず、また、戻るべき家庭がない場合が多い。
- (3) このため、地域の実情に応じて、一定の条件の下、ショートステイ床の一部を特養に転換できる取り扱いを、特例的に認めることとする。(この転換のための手続は、5年間に限る。)

※特養とショートステイは、建物・設備の構造としては、全く同じ。

2 転換の条件等

- (1) ①～⑤を満たす場合には、都道府県は、関係市町村と調整した上で、ショートステイ床の一部を特養に転換することができるものとする。
 - ① 特養の入所待機者があるなど特養の整備が不足している地域であって、かつ、特養への転換を行っても、地域のショートステイ需要に応じられること。
 - ② 1施設当たりの特養に転換できるショートステイ床数は、ショートステイ床数の20%以内とすること。
ただし、地域のショートステイ需要への対応の必要性にかんがみ、転換後のショートステイが10床未満となるものについては、緊急やむを得ない場合を除き、

原則として認めないこととする。

なお、単独型のショートステイ専用施設である老人短期入所施設については、それぞれの状況を踏まえ、個別に対応を検討する。

③ 転換による特養の増床数が、都道府県介護保険事業支援計画における平成16年度の特養の増床数の範囲内であること。

④ 都道府県において、関係市町村の意見を聴いた上で、1年から5年程度を期間とする転換のスケジュールを定めること。

ただし、緊急に対応する必要がある場合には、スケジュールの作成は、事後的になっても差し支えない。

⑤ その他必要に応じ都道府県が地域の実情を踏まえて設定する条件を満たすこと。

(2) 上記の転換に関しては、施設整備に係る補助金返還を要しないこととする。また、手続きも簡素なものとする。

3 実施時期

(1) 3月中に自治体に方針を示し、それ以降、平成16年度までの取り扱いとする。

(2) 都道府県においては、介護保険制度の施行に合わせて緊急に対応を要すると判断されるものについて、まず早急に検討を行う。それ以外の転換については、地域の利用ニーズや、市町村、施設の状況を十分把握した上で、必要性の有無を含め慎重に検討を行うこと。

ショートステイ専用床の設置状況

(平成10年度)

特養等併設型	47,699床
<規模別の内訳> 1～9床 10～19床 20～ 床	45% 27% 28%
単独型	1,543床
計 ショートステイ専用床	49,242床

出典：床数は、老人保健福祉局老人福祉計画課調べ
 規模別の内訳は、平成9年度社会福祉施設等調査報告
 (統計情報部)